

佐賀県議会告示第2号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県議会議長 藤 木 卓 一 郎

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年佐賀県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を記載した保有個人情報漏えい等通知書（様式第1号）により通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第8条** 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
- イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
- （開示請求書）
- 第9条** 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。
- （開示請求等における本人確認手続等）
- 第10条** 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一

の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
（条例第20条第2号エの議長が別に定めるもの）

第11条 条例第20条第2号エの開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして議長が別に定めるものは、病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報とする。

- 2 条例第20条第2号エの議会が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして議長が別に定めるものは、議会が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
 - (2) 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの
 - (3) 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの
（開示決定等の通知等）

第12条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
- 2 前項第3号に規定する送付に要する費用の納付方法は、郵便切手で納付する方法によるものとする。
(開示決定通知書等)
- 第13条** 条例第24条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
- (1) 保有個人情報の全部を開示する決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)
 - (2) 保有個人情報の一部を開示する決定 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)により行うものとする。
(開示決定等期間延長通知書等)
- 第14条** 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。
(第三者意見照会書等)
- 第15条** 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書(条例第27条第1項適用)(様式第8号)により行うものとする。
- 2 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書(条例第27条第2項適用)(様式第9号)により行うものとする。
- 3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するか及びその理由
- 6 条例第27条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示の決定に関する通知書(様式第10号)により行うものとする。

(文書又は図画の開示方法)

第16条 条例第28条第1項の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)に記録されている保有個人情報の開示は、次に掲げる方法であって、議長が保有する機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次条において同じ。)により容易に行うことができるものにより実施するものとする。

- (1) 当該文書等又は当該文書等を複写機により複写したものの閲覧
- (2) 当該文書等を複写機により複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第28条第1項の規定による電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる方法であって、議長が保有する機器又はプログラムにより容易に行うことができるものにより実施するものとする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (2) 電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付(当該出力したものを電磁的記録媒体に複写したものの交付を含む。)

(開示の実施等)

第18条 議長は、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者が、当該保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合で、当該保有個人情報が記録されている公文書の写しを交付するときの部数は、当該公文書1件につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第19条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第11号)によるものとする。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の納入)

第20条 条例第30条第2項に規定する写しの交付又は議長が定める方法（第17条第2号又は第3号に規定する交付に限る。）に要する費用は、前納とする。

（訂正請求書）

第21条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第12号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第22条 条例第34条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第34条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（訂正決定等期間延長通知書等）

第23条 条例第35条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第36条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

（提供先への訂正決定通知書）

第24条 条例第37条の規定による通知は、保有個人情報の提供先への訂正決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第18号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第26条 条例第41条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第41条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書等）

第27条 条例第42条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第21号）により行うものとする。

2 条例第43条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

（審査会諮問通知書）

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第23号）により行うものとする。

（施行の状況の公表）

第29条 条例第51条の規定による施行の状況の概要の公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（議長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 議長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年佐賀県議会告示第2号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

保有個人情報漏えい等通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、漏えい等により個人の権利利益を害するおそれが発生し、又は発生したおそれがありますので、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 11 条の規定より通知します。

漏 え い 等 の 概 要	
漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目	
漏 え い 等 の 原 因	
二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	有 ・ 無 (内容)
その他参考となる事項	
担 当 課	----- 電話番号（代表） (内線)
備 考	-----



保有個人情報開示請求書

年 月 日

佐賀県議会議長 様

郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名
	電話番号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 を す る 保 有 個 人 情 報 (具体的に特定してください。)	
求 め る 開 示 の 実 施 の 方 法	<input type="checkbox"/> 窓口における閲覧等 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 (上記閲覧等又は交付の希望日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）
開 示 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

(代理人記載欄) 代理人による開示請求の場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
本人の氏名及び住所	氏 名	(ふりがな)
	住 所	郵便番号 住 所 電話番号

- 注1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 来所による請求の場合には、本人又は代理人本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。郵送による請求の場合には、当該本人確認書類に加え、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合には、注2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類。ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を係員に提出し、又は提示してください。

様式第3号（第13条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
窓口における開示の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
開示の場所	
写しの交付に要する費用等（見込み）	写しの作成に要する費用 円 送付（郵送）の場合の準備に要する日数及び費用 準備に要する日数 日 費用 円
担当課	----- 電話番号（代表） (内線)
備考	-----

注1 指定された窓口における開示の日時に支障があるときは、担当課に連絡してください。同封した説明事項にある開示を実施できる日から窓口における開示を実施することができる日時及び場所を調整することができます。また、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第10号）」に必要事項を記入のうえ提出していただくことにより、希望する日時、開示方法により開示の実施を調整することができます。

2 窓口において保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書を係員に提示して

- ください。
- 3 法定代理人又は任意代理人が保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書の提示に加え、代理人としての資格を確認させていただきます。

様式第4号（第13条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
保有個人情報の一部を開示しない理由	佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第 号に該当 （理由）
※上記理由がなくなる期日	年 月 日（ ）
開示の実施の方法	
窓口における開示の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
開示の場所	
写しの交付に要する費用等（見込み）	写しの作成に要する費用 円 送付（郵送）の場合の準備に要する日数及び費用 準備に要する日数 日 費用 円
担当課 電話番号（代表）（内線）
備考

注1 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。

- 2 指定された窓口における開示の日時に支障があるときは、担当課に連絡してください。同封した説明事項にある開示を実施できる日から窓口における開示を実施することができる日時及び場所を調整することができます。また、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第10号)」に必要事項を記入のうえ提出していただくことにより、希望する日時及び開示方法により開示の実施を調整することができます。
- 3 窓口において保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 法定代理人又は任意代理人が保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書の提示に加え、代理人としての資格を確認させていただきます。

様式第5号（第13条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示しない理由	----- ----- ----- ----- ----- -----
※上記理由がなくなる期日	年 月 日 ()
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。
開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。

様式第6号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第25条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	----- ----- -----
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	----- ----- -----

様式第7号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで
佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定を適用する理由	----- ----- -----
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第8号（第15条関係）

保有個人情報の開示に関する意見照会書（条例第27条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求がありましたので、同条例第27条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先 電話番号（代表） (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

注 提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

(別紙)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

佐賀県議会議長 様

郵便番号 住 所 (法人等にあつては、主たる事務所等の所在地)	
氏 名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件については、次のとおりです。

あなた(貴団体)の情報を開示することについて反対する意思の有無	有 ・ 無
開示されることに反対する部分	
開示されることに反対する理由	----- ----- ----- -----

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第9号（第15条関係）

保有個人情報の開示に関する意見照会書（条例第27条第2項適用）

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求がありましたので、同条例第27条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	----- 電話番号（代表） (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

注 提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

(別紙)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

佐賀県会議長 様

郵便番号 住 所 (法人等にあつては、主たる事務所等の所在地)	
氏 名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件については、次のとおりです。

あなた(貴団体)の情報 を開示することについて反対 する意思の有無	有 ・ 無
開示されることに 反対する部分	
開示されることに 反対する理由	----- ----- ----- -----

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第10号（第15条関係）

保有個人情報の開示の決定に関する通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けであなた（貴団体）から「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができますが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求と併せて執行停止の申立てをする必要があります。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
決定の内容	
開示する部分に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示の決定をした理由	----- ----- -----
開示決定した日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----



保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

佐賀県議会議長

様

郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報 開示決定等の番号等	開示決定通知書等の文書番号： _____ 日付： _____年 月 日
求める開示の 実施の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧等（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）） <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）） 開示の実施希望日 年 月 日（ ） 時 分 <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ））
そ の 他	

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 なお、一部についての開示を求める場合にあつては、その求める内容を記載してください。



保有個人情報訂正請求書

年 月 日

佐賀県議会議長

様

郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂 正 請 求 に 係る保有個人情報の 開 示 を 受 け た 日	年 月 日
開 示 決 定 等 に 基 づ き 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書等の文書番号： _____ 日付： _____年 _____月 _____日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
訂 正 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

(代理人記載欄) 代理人による訂正請求の場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者(_____年 _____月 _____日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
本人の氏名及び住所	氏 名	(ふりがな)
	住 所	郵便番号 住 所 電話番号

注1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

- 2 来所による請求の場合には、本人又は代理人本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。郵送による請求の場合には、当該本人確認書類に加え、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合には、注2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類。ただし、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を係

員に提出し、又は提示してください。

- 4 任意代理人が請求する場合には、注2の書類に加え、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を係員に提出し、又は提示してください。ただし、委任状は、本人の押印があるもので、その押印した実印に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を添付してください。
- 5 代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印のうえ、その印鑑証明書を添付してください。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人が請求する場合の資格の確認書類	(法定代理人の場合) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） (任意代理人の場合) <input type="checkbox"/> 委任状（ <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書） <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 課	----- 電話番号（代表） （内線）
備 考	-----

様式第13号（第22条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正の内容	
訂正の理由	----- ----- -----
訂正年月日	年 月 日
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	----- -----

様式第14号（第22条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正しない理由	<hr/> <hr/> <hr/>
担 当 課	<hr/> 電話番号（代表） (内線)
備 考	<hr/> <hr/>

様式第15号（第23条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第35条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	----- ----- -----
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第16号（第23条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第35条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第36条第1項の 規定を適用する理由	----- ----- -----
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第17号（第24条関係）

保有個人情報の提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

に提供している保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施したので、同条例第37条の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容及び理由	(内容) (理由)
訂正年月日	年 月 日
担 当 課	----- 電話番号（代表） (内線)



保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

佐賀県議会議長 様

郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名
	電話番号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号： _____ 日付： _____年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

(代理人記載欄) 代理人による利用停止請求の場合は、この欄にも記入してください。

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(_____年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
本人の氏名及び住所	氏 名	(ふりがな)
	住 所	郵便番号 住 所 電話番号

注1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 来所による請求の場合には、本人又は代理人本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。郵送による請求の場合には、当該本人確認書類に加え、住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

様式第19号（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止の内容	
利用停止の理由	----- ----- -----
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県議会議長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	<hr/> <hr/> <hr/>
担 当 課	<hr/> 電話番号（代表） (内線)
備 考	<hr/> <hr/>

様式第21号（第27条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第42条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	----- ----- -----
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	----- -----

様式第22号（第27条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第42条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等を する 期 限	年 月 日まで
佐賀県議会の保有する 個人情報の保護に関する 条例第43条第1項の 規定を適用する理由	----- ----- -----
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第23号（第28条関係）

審査会諮問通知書

第 年 月 日
 号

様

佐賀県議会議長

次の審査請求については、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求の対象 となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
開示請求、訂正請求 又は利用停止請求が あった年月日	年 月 日
審査請求の内容	(1) 審査請求年月日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)

備考 審査請求の対象となった決定は、開示決定等についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。